

第2章 計画地の現状

1. 自然的環境

(1) 地形・地質

本市は富士山のほぼ真北に位置する海拔 650m～850mの高冷地です。東の^{どうし}道志山地、西の^{みさか}御坂山地に挟まれ、山地の間に広がる火山扇状地に市街地が形成されています。市街地より南部の山麓は、多くが富士箱根伊豆国立公園に指定されています。

本市の地形は火山地・山地・低地の3つに区分できます。火山地は総面積の約 80%を占めており、吉田口登山道はこの火山地に位置しています。総面積の約6%を占める低地に市街地が位置し、残りの約 14%が山地に相当します。

富士山は、約 10 万年前から活発な火山活動を続けてきた活火山です。玄武岩の溶岩と火山砕屑物が繰り返し交互に噴出してできた円錐形の成層火山であり、大きく 4 つの段階を経て形成されたと考えられています。

なお、吉田口登山道は、成層火山の斜面上に開かれたことから、市街地から富士山頂にかけて勾配が急となります。標高 700m の市役所から標高 1,100m の中ノ茶屋までは火山扇状地のため緩やかです。標高 1,450m の馬返から五合目、富士山頂にかけては溶岩や火山砕屑物からなるため起伏や勾配も徐々に険しくなります。

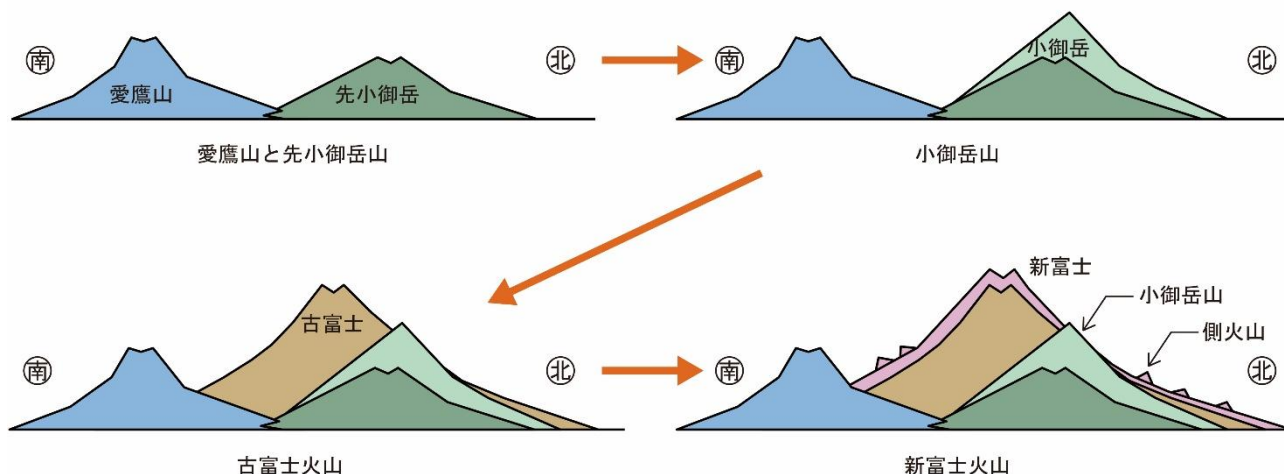


図 2-1 富士山の形成過程(ふじさんミュージアム展示解説)

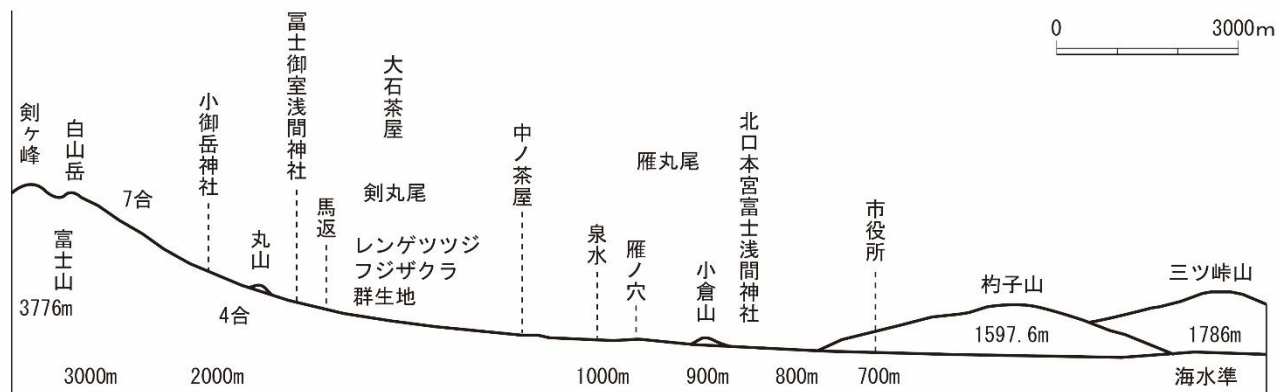


図 2-2 富士吉田市の断面図(資料:富士吉田市史)

(2) 気候

本市は高冷地であることから、気候は比較的寒冷です。令和3(2021)年の月平均気温は、8月でも 23.2℃、1月は 0.7℃で、寒暖の差が激しい特徴があります。また、山梨県内では降水量の多い地域であり、令和3(2021)年では8月が最も降水量が多く、1月は最も少なくなりました。

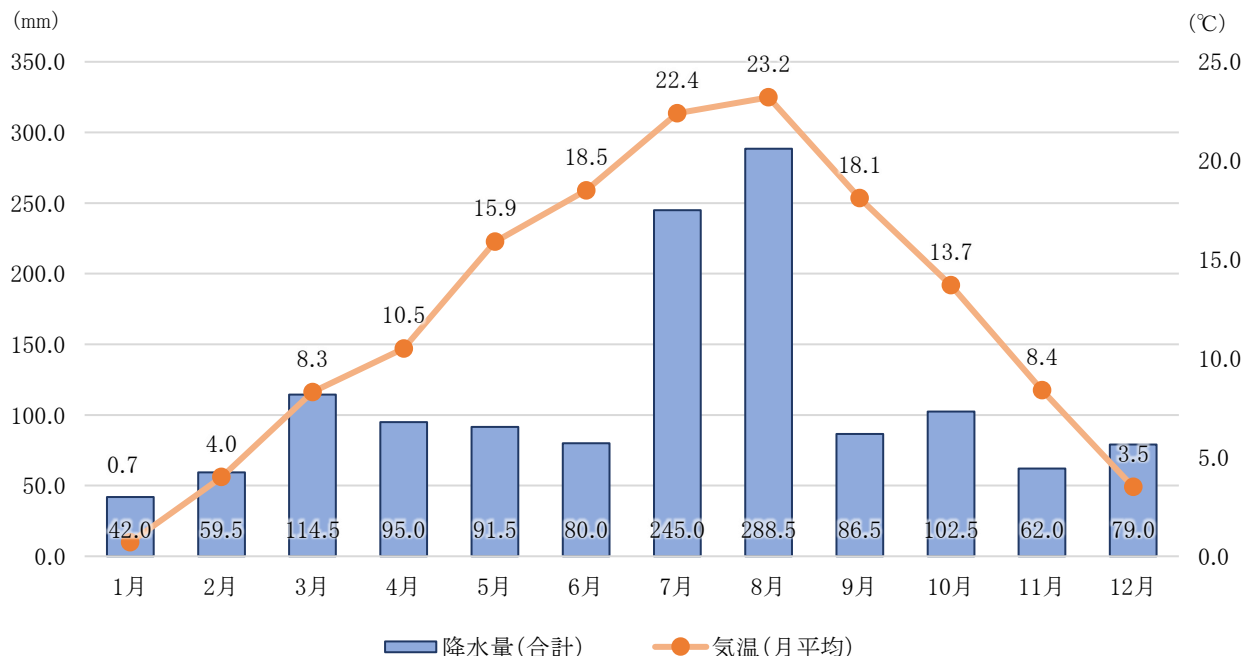


図 2-3 富士吉田市の平均気温と降水量(令和3(2021)年)

(3) 水系

本市には14本の1級河川があります。主要な河川は、桂川と宮川です。市内を貫流している桂川は山中湖の湖水と忍野八海の湧水を水源とし、小明見で小佐野川と合流しています。その後相模川となって相模湾に注いでいます。宮川も同様に市内を貫流し、下ノ水地区で桂川と合流しています。

富士山の地下水は多量で一定温度を保っているため、生活用水、工業用水として利用されています。

(4) 植生

一般的に、標高が上昇するにしたがって気温は低下します。植物は種類により生育に適した温度が異なるため、標高が上昇するにつれ、植生は変化していきます。これを植生(あるいは植物)の垂直分布と呼びます。

本市の標高値は、低い場所で上暮地の 650mから富士山頂の 3,744mまでと 3,000m以上の差があります。気候帯は低山帯、山地帯、亜高山帯、高山帯に含まれ、植

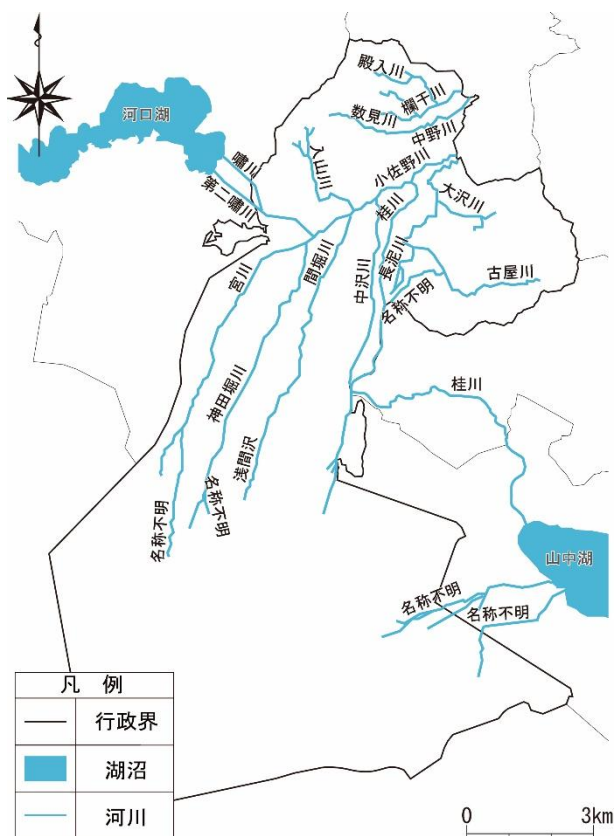


図 2-4 河川位置図 (資料:国土数値情報)

生の垂直分布により多種多様な植物が生息しています。

標高約 1,600m以下の低山帯と山地帯は、かつて「草山^{くさやま}」と呼ばれていました。低山帯はスダジイやカン類等の常緑広葉樹が、山地帯はブナ、イヌブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹林が植生遷移の極相です。植生の大部分が人の手によって改変されてきたため、市街地、田畑、草原、アカマツやスギ等の植林地、コナラやミズナラ等を中心とした落葉広葉樹の二次林(いわゆる里山)が広がっています。

標高約 1,600mから標高約 2,400mは亜高山帯であり、かつて「木山^{きやま}」と呼ばれていました。極相林は、シラビソが優占する常緑針葉樹林と考えられています。亜高山帯の下部では、ウラジロモミやコメツガ等の常緑針葉樹林が広がり、上部はカラマツやダケカンバの林となっています。

標高約 2,400mは森林限界となります。富士山では、地形や噴火の歴史等の影響で、森林限界の標高は場所により異なります。ここから上部は高山帯となり、かつて「焼山^{やけやま}」と呼ばれていた地帯です。高山帯の下部では、本来高木や亜高木となるはずのカラマツやダケカンバ等が横に広がった姿を見ることができます。高山帯中部^{ちい}では、オンタデなど草本植物が点在した群落がみられます。標高約 3,200m以上では、地衣類や蘚苔類が多い火山荒原となります。森林限界は上昇中であり、現在の五合目付近はいずれ針葉樹林になる可能性が高いと考えられています。

表 2-1 植生分布表

植 生	○垂直分布(富士山全体)、地形の複雑さによる植生の違い、遷移の状況(火山荒原部分)、富士にかかわる名前のついた植物(オオサワトリカブト、フジハタザオ、フジオトギリ、マメザクラ(フジザクラ)、フジアザミ)
	○山地帯(1,600m付近まで)自然林は少なく、ほとんどがアカマツ、カラマツ、シラカンバ、ミズナラ、ウラジロモミ等が自生。天然記念物「躑躅原 ^{つづじがはら} レンゲツツジおよびフジザクラ群落」がある。
	○亜高山帯(2,500m付近まで)シラベ、コメツガ、オオシラビソ、ダケカンバ、カニコウモリ、ヤグルマソウ、ハクサンシャクナゲ、ツバメオモト

吉田口登山道では、北口本宮富士浅間神社から一合目鈴原社^{すずはらしや}付近の標高約 1,600mが山地帯にあたります。北口本宮富士浅間神社境内のヒノキ林、約 350 年前に雪代から浅間神社を守るために植えられたとされる諏訪^{すわ}ノ森^{のもり}のアカマツ林等が見られます。中ノ茶屋^{なかのちや}付近には、カラマツの植林地内にフジザクラがあり、4月中下旬に花を楽しむことができます。大石茶屋跡では5月頃にレンゲツツジの花を楽しむことができます。一合目鈴原社付近の標高約 1,600mから五合目下の標高約 2,100mまでは、ウラジロモミ、コメツガを中心とした常緑針葉樹の林が広がります。標高約 2,100mから六合目付近の標高約 2,400mまでは、落葉針葉樹であるカラマツ(主に尾根筋)または落葉広葉樹であるダケカンバ(主に谷筋)の林が続き、六合目が森林限界となっています。

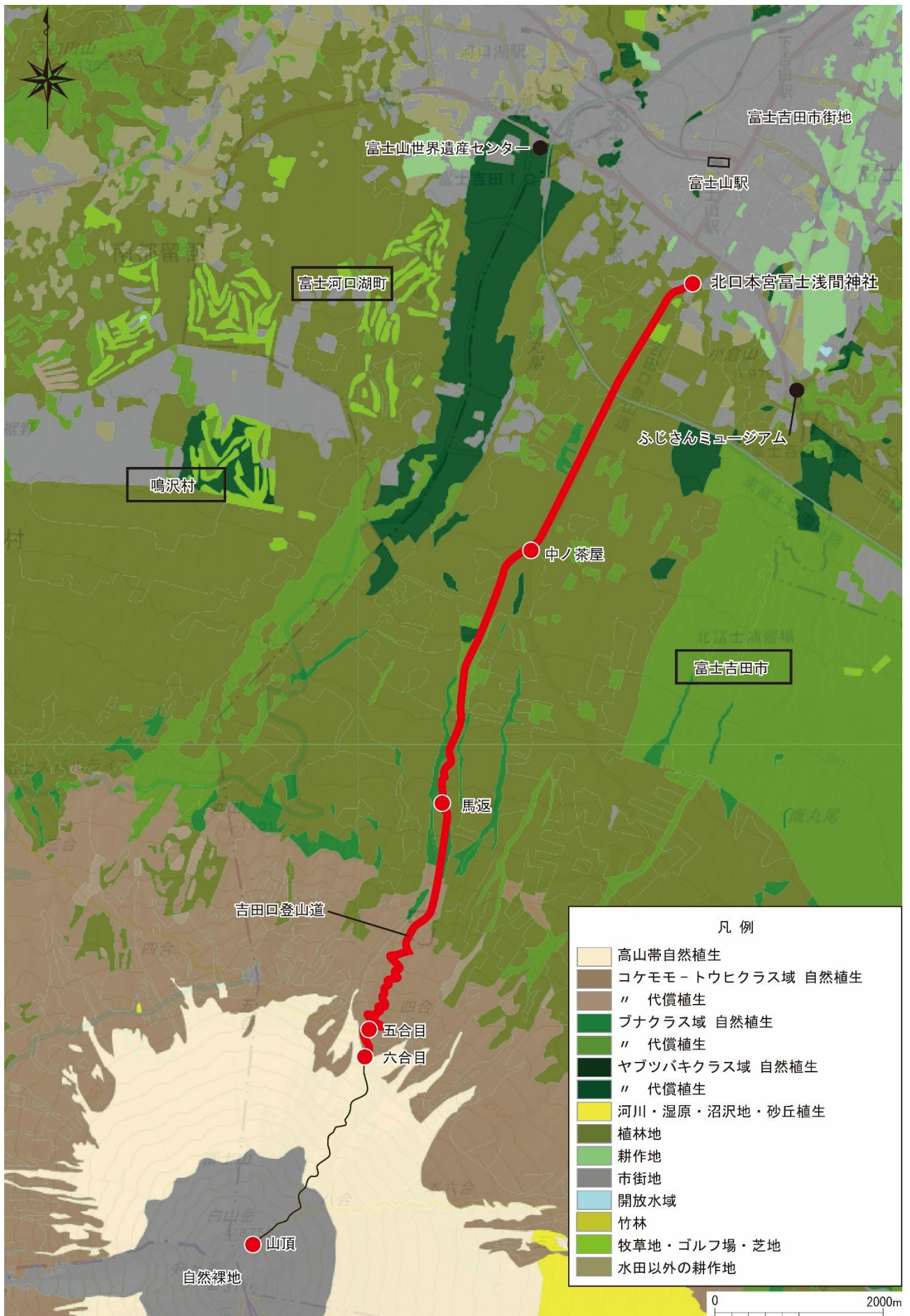


図 2-5 吉田口登山道の植生図(資料:環境省 第6・7回植生調査)

2. 歴史的環境

(1) 縄文時代

縄文時代には、富士山から流れ出た溶岩により河川が堰き止められ、山裾に多くの湖が形成されました。人々は湖の恵みを求め、周辺に集落を形成し生活していました。

市内の小明見に位置する上中丸遺跡では、縄文時代中期(紀元前 2,700～2,500 年前)に発生した大噴火により、火山灰で埋没した竪穴住居跡が見つっています。埋没後も生活できるよう道具を埋納していたことから、住民は噴火が治まった後には再び生活することを考えていたとみられます。火山活動により生活が困難であっても、人々は富士北麓に居住し続けました。



図 2-6 上中丸遺跡 埋納遺構
(ふじさんミュージアム展示解説)

(2) 弥生時代～平安時代

弥生時代の遺跡は少なく、火山活動の影響で人間の活動は盛んではなかったとみられます。景行天皇 40(110)年、日本武尊が足柄の坂本(相模国)から酒折宮(甲斐国)へ向かう道中、「大塚丘」に立ち寄り、富士を遥拝し、「北方に美しく広がる裾野をもつ富士は、この地より拝すべし」と述べたと伝えられています。景行天皇 50(120)年に大塚丘に祠を建て、浅間大神と日本武尊を祀ったとされ、これが北口本宮富士浅間神社の起こりと伝えられています。

古墳時代から平安時代にかけては溶岩に埋もれた遺跡が多数確認されています。承平7(937)年に流下した溶岩の下からは、西丸尾遺跡や出口遺跡等、平安時代の集落跡が見つっています。

富士山噴火が初めて文献資料に現れるのは、『続日本紀』天応元(781)年7月条に記されている「駿河に灰の雨が降る」という文章です。この噴火を受け、延暦7(788)年に甲斐国主の紀豊庭朝臣が大塚丘の北方、現在北口本宮富士浅間神社がある場所に、社殿を建立しました。

平安時代には修験者が山体に分け入るようになり、遥拝する山から修行の山へと信仰の形が変化していきました。富士山の本尊は仏教と習合し、浅間大神の本地仏は大日如来とされ信仰されました。



図 2-7 弥生～平安時代の遺跡の分布
(資料: ふじさんミュージアム展示解説)

(3) 中世

鎌倉時代に入ると、修験者以外の人々が信仰のため富士山に登拝するようになりました。明応9(1500)年の『勝山記』には「富士へ道者参ること限りなし」と記されており、富士山は修行の山から登拝の山に移行しました。

一般の人々が登拝するようになり、吉田には訪れた信仰者と信仰対象である富士山を取り次ぐ「御師」と呼ばれる職業的宗教者が現れました。この御師を中心に、町場が形成されました。室町時代末期の記録には「吉田は千軒の在所」と記されています。吉田の御師町は元亀3(1572)年、雪代の被害を避けるため、古吉田から現在の地に移転しました。町は東西を川に囲まれ、古吉田より標高が高いことから、雪代の被害を受けにくい構造になっています。移転後、慶長11(1606)年には町の範囲は金鳥居まで拡張されました。

(4) 近世

富士講の祖とされる長谷川角行は、富士山信仰の独自の教義をつくりあげました。その教義を受け継いだ弟子達は角行の教えを広め、富士講として発展しました。

角行の弟子である村上光清は127度富士に登拝し、人穴で21日間の修行を行う等、教義の実践を行いました。また北口本宮富士浅間神社の社殿、施設の整備を行い、11年に及ぶ大規模な修復工事を完成させました。現在も北口本宮富士浅間神社の石柱等に、村上家の家紋や講印を数多く確認できます。

食行身禄はより良き世の出現を願い、志を遂げるため富士山腹にある烏帽子岩で入定しました。入定までの31日間に残した遺訓『三十日ノ巻』は反響を呼び、これが富士講の爆発的な流行に繋がりました。富士講は「光清派」と「身禄派」に分派し、清貧と神仏に頼らない教えを解いた食行身禄の教えは庶民に広く支持されました。

江戸を中心に関東地方に形成された富士講は、江戸末期には「江戸八百八町に八百八講」と謳われる等、庶民の間で盛んになりました。



図 2-8 町場の移転
(資料: ふじさんミュージアム展示解説)



図 2-9 村上光清像
(ふじさんミュージアム展示解説)



図 2-10 村上家の家紋
(ふじさんミュージアム展示解説)



図 2-11 村上光清の講印
(ふじさんミュージアム展示解説)

食行身禄は吉田口登山道を富士登拝の本道と定めたため、多くの富士講が登拝しました。上吉田に訪れた講は、檀家関係のある御師宅に宿泊しました。風呂や食事といった身支度を行い、宗教者である御師に安全を祈祷してもらいました。富士山頂に登頂、下山後に再び御師宅を訪ね、登拝のお祝いを行い帰途に付きました。

また富士山は^{にょにんきんせい}女人禁制の場所でした。女性は二合目富士御室浅間神社より上を登ることが許されませんでした。ただし、富士山湧出の年とされる「^{こうしんねん}庚申年」だけは、女性は四合五勺御座石浅間神社までの登山が許されました。こうした不遇な境遇の中、女性たちは秘密裏に登^{ございしせんげん}山道から離れた場所に^{にょにんてんじょう}女人天上という遥拝所をつくり、富士山頂を遥拝しました。この場所は御来光を拝することもできました。



図 2-12 食行身禄三像
(ふじさんミュージアム展示解説)

(5) 近現代

明治時代になると、「神仏分離」政策により、^{はいぶつ きしゃく}廃仏毀釈が行われ、仏像の破却や撤去、仏名の改変等、山内の仏教色が一掃されました。仏像は撤去され、仏堂は神社となりました。そのため、富士山は^{ふそう}神仏習合の山から、神の山へと再編されました。富士講は明治以後、教派神道として組織を改編し、扶桑教、実行教、丸山教、富士教の諸派に分かれました。

明治5(1872)年に、禁制であった女性の登拝が解禁されました。明治時代から昭和時代にかけて、富士北麓の交通網は急速に整備されました。明治 22(1889)年には東海道線の^{ごてんば}御殿場駅が開設され、明治 35(1902)年には中央線の^{かごさか}大月駅が開設されました。明治 33(1900)年に^{つる}籠坂から下吉田の都留馬車鉄道が開通し、明治 36(1903)年に富士馬車鉄道が大月まで延び、中央線に接続されました。大正8(1919)年には都留馬車鉄道と富士馬車鉄道が電化されました。交通網の整備により、多くの人々が気軽に富士山に登れるようになり、昭和 39(1964)年に富士スバルラインが開通すると、五合目まで車両で登れるようになりました。富士講の衰退と富士登山の利便性向上により、富士山は信仰の対象から、観光やスポーツ、レジャーの対象に移行していきました。



図 2-13 鳥居と鉄道
(ふじさんミュージアム展示解説)



図 2-14 富士スバルライン五合目

3. 社会的環境

(1) 市の沿革

市域は、かつて都留郡に属していました。明治8(1875)年に都留郡の各村が再編され、市域では瑞穂村、明見村、福地村が誕生しました。明治11(1878)年に郡区町村編制法の施行により南都留郡の所属となりました。

昭和14(1939)年に、瑞穂村が町制施行・改称して下吉田町となり、同様に昭和22(1947)年に福地村が富士上吉田町となり、昭和26(1951)年に明見村が明見町となりました。

昭和26(1951)年、富士上吉田町、下吉田町、明見町が合併し、本市が誕生しました。その後昭和35(1960)年に西桂町上暮地地区を編入し、現在に至っています。

(2) 市の概況

本市は、山梨県の南東部、富士山の北麓に位置しており、東京都心から約100km圏内にあります。北は都留市・西桂町、東は忍野村・山中湖村、西は富士河口湖町・鳴沢村、南は静岡県小山町に接しています。市域は東西に約11km、南北に約23kmであり、総面積は121.74km²です。

江戸時代には、旧鎌倉往還の宿場町、吉田口登山道、北口本宮富士浅間神社の門前町として栄えました。明治以降、本市で生産された甲斐絹は近代産業として脚光を浴び、主要な産業として発展しました。本市は織物産業を軸とし、富士北麓の政治・経済・交通の中心としての役割を果たしました。

周辺には富士山を中心に道志・御坂両山地があり、山地の間を桂川が流れています。豊かな自然のある山林地帯であるため、市域の多くが富士箱根伊豆国立公園区域に含まれています。こうした自然環境から、本市は国際会議観光都市に指定されています。

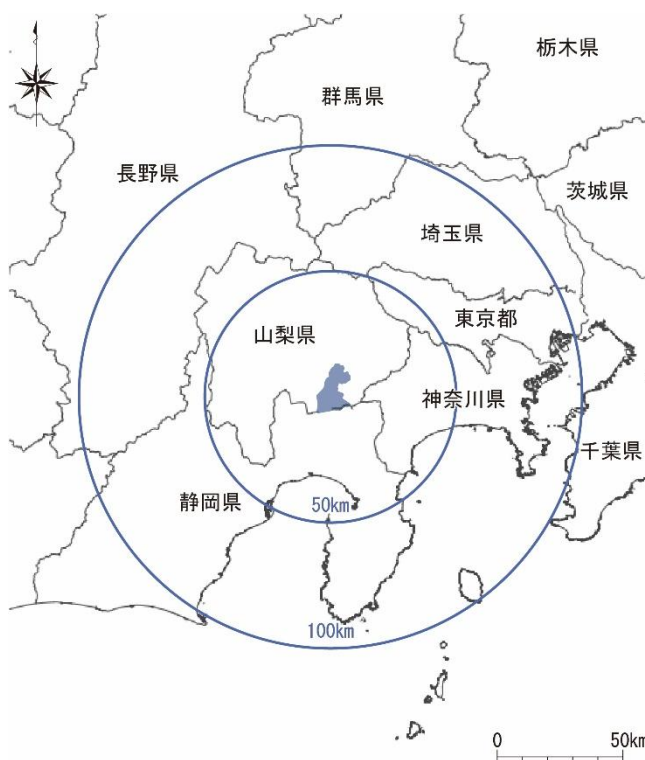


図 2-15 富士吉田市の位置

(3) アクセス

本市には、道路交通網、公共交通網が整備されています。広域的な幹線道路として、中央自動車道富士吉田線と東富士五湖道路が通っています。令和4(2022)年には、東富士五湖道路に富士吉田忍野スマートインターチェンジが開設されました。

その他主要な路線として、河口湖を経由し甲府市方面と連絡する国道137号、山中湖を経由し静岡県御殿場市方面と連絡する国道138号、大月市方面から静岡県富士宮市方面と連絡する国道139号(横町バイパス、富士見バイパス含む)が通っています。鉄道は、大月駅と富士山駅を結ぶ富士急行大月線と、富士山駅と河口湖駅を結ぶ富士急行河口湖線が通っています。市内には寿駅、葭池温泉前駅、下吉田駅、月江寺駅、富士山駅、富士急ハイランド駅の6駅が設置されています。富士急行線は大月駅でJR中央本線と相互直通運転をしています。特急列車と一部の普通電車は、河口湖駅から東京駅・甲府駅まで繋がっています。

バスは富士急行により運行されています。市内と全国各地を結ぶ高速バス、市内と主要都市を結ぶ路線バス、観光施設を巡る周遊バス、登山客を運ぶハイキングバス、市街地を走るコミュニティバス(タウンズニーカー)があります。

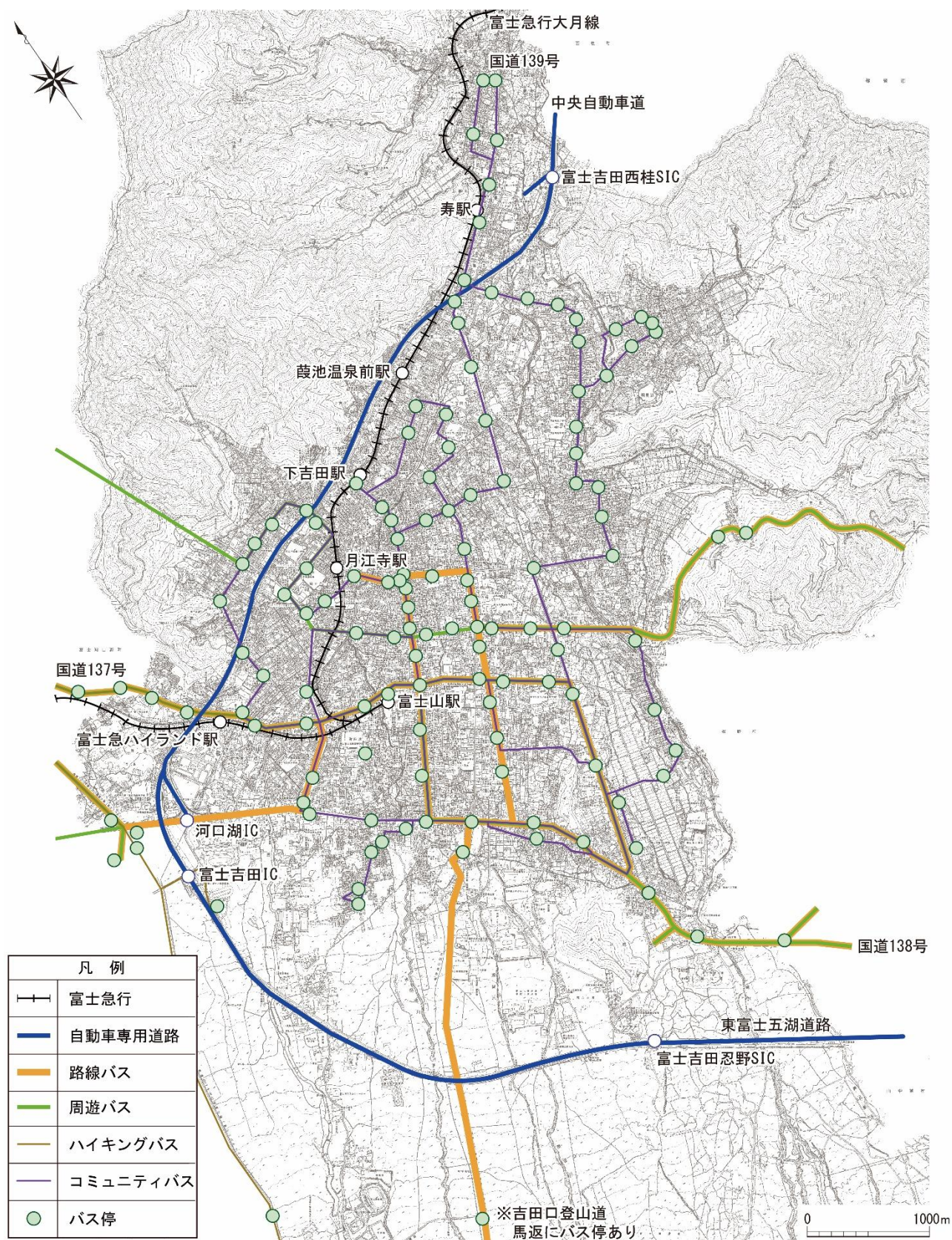


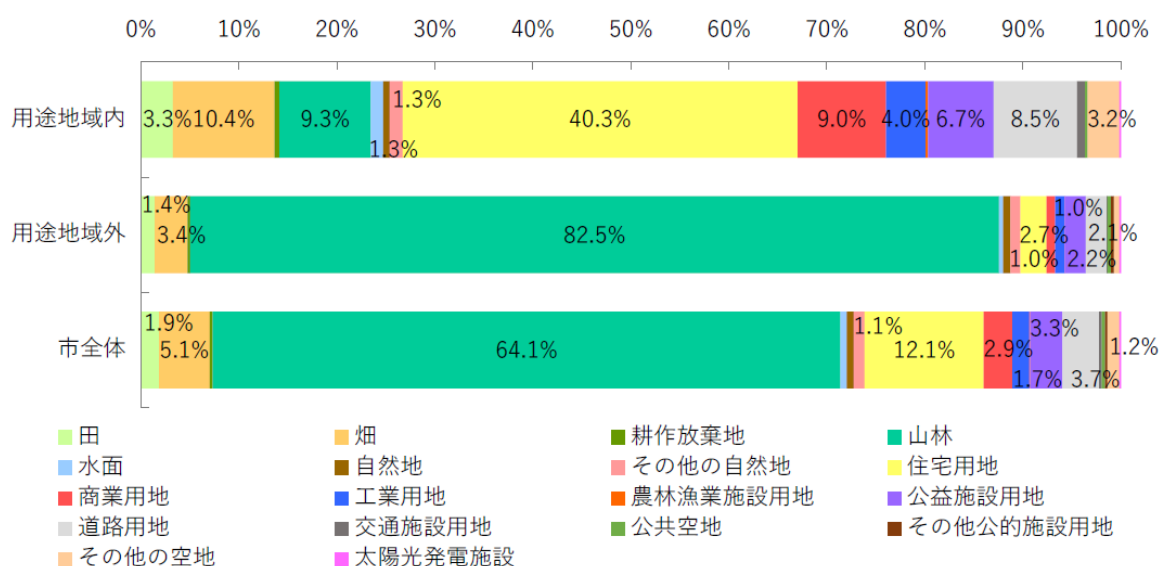
図 2-16 公共交通網図

(4) 土地利用

本市の総面積(121.74 ㎢)のうち住宅用地は 12.1%であり、田・畑を加えると 19.1%です。残りの 80%の面積を山林、原野、その他等が占め、陸上自衛隊北富士演習場もこれに含まれています。

用途地域内では、住宅用地が 40.3%と最も多く、次いで畑の 10.4%、山林の 9.3%の順となっています。田・畑は減少傾向にあり、幹線道路の沿道等を中心に都市的土地利用が進んでいます。宅地面積は緩やかに増加していますが、空き地が散見されています。また、自然的土地利用は 26.7%であり、低密度な土地利用といえます。商業用地は、用途地域内の主要道路の沿道に点在し、特に富士見バイパス(国道 139 号)沿道に大型商業施設が立地しています。用途地域内には本市の地場産業である繊維業の小規模な工業用地が立地しており、一部で住宅用地と工業用地の混在もみられます。

用途地域外では、山林が 82.5%を占め、自然的土地利用は全体の9割の面積を占めています。



資料：令和元年度都市計画基礎調査

図 2-17 土地利用現況図(富士吉田市都市計画マスタープラン)

(5) 吉田口登山道の活用に関わる施設

吉田口登山道の活用に関わる公共施設として、ふじさんホール・富士吉田市民会館、ふじさんミュージアム、富士山レーダードーム館等があります。

吉田口登山道周辺の集会施設として、上吉田コミュニティセンターがあります。各種会議室、和室、調理室、読書室、展示コーナー、多目的広場、体育施設を備えています。

ふじさんホール・富士吉田市民会館は、大ホール(802 席)、小ホール(最大 273 席)、各種会議室、市民ギャラリー、和室を備え、市民に広く利用されています。

ふじさんミュージアムは、富士山信仰に関する資料を展示し、市域の歴史・民俗・産業を紹介しています。富士登山を体験できる VR シアターや、富士山に関する書籍を集めた学習室を併設しています。

富士山レーダードーム館は、日本中の気象を観測してきた富士山レーダードームの実物を展示し、富士山レーダーの歴史や気象観測を紹介しています。

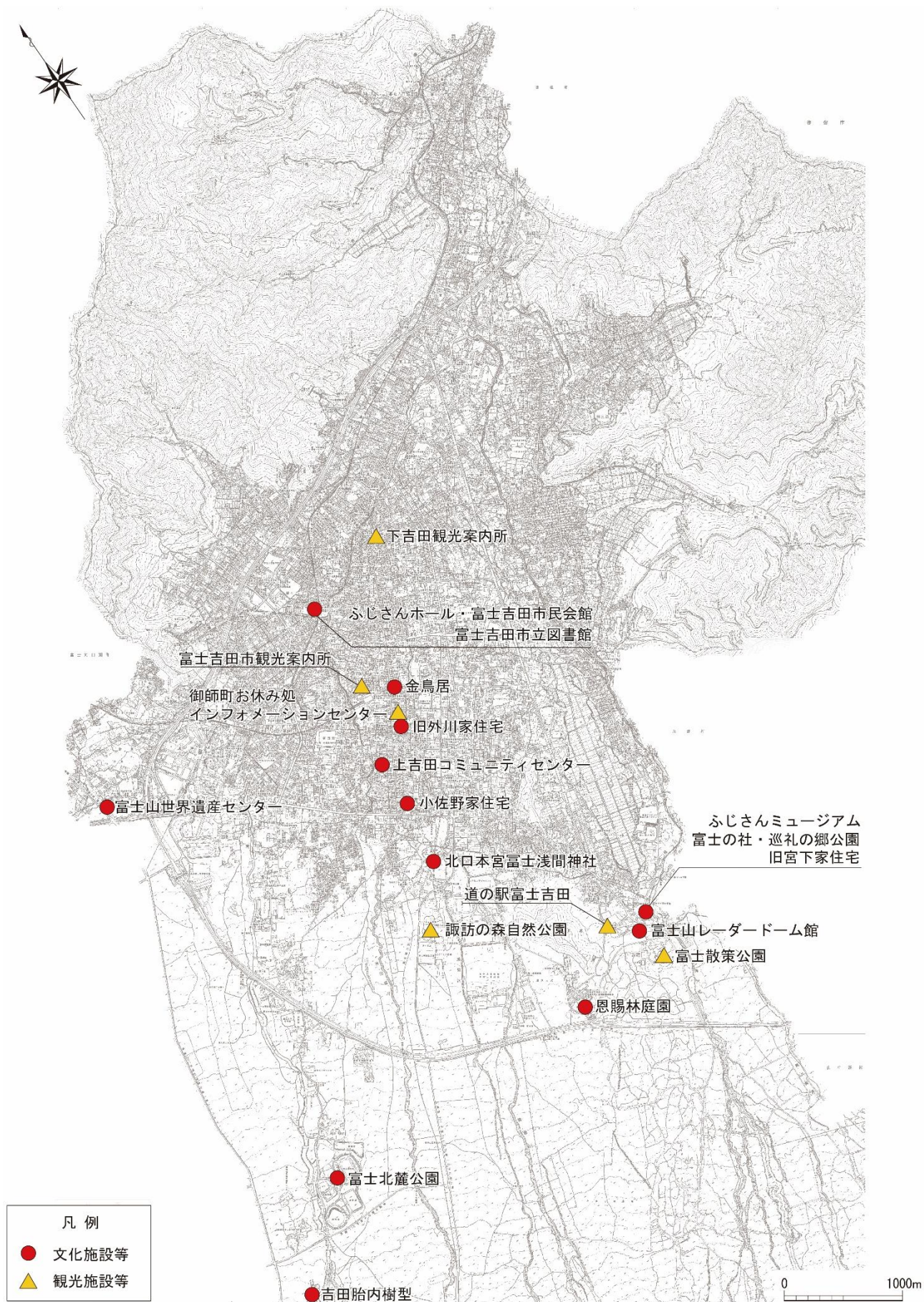


図 2-18 吉田口登山道の活用に関わる施設分布図

(6)指定等文化財

本市には、国指定等物件が 16 件、県指定物件が 11 件、市指定物件が 57 件あります。また、類型ごとの内訳は、建造物 24 件、絵画 10 件、彫刻4件、工芸品8件、書跡・典籍1件、古文書4件、考古資料2件、有形の民俗文化財2件、無形の民俗文化財 11 件、遺跡4件、名勝地2件(特別名勝を含む。)、動物・植物・地質鉱物 22 件です。

また、本市には無形文化財に相当する文化財の指定、文化的景観と伝統的建造物群、文化財の保存技術に相当する文化財の選定はありません。

また、平成 25(2013)年に富士山が「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」として世界文化遺産に登録されました。構成資産は 25 件あり、市域には、富士山域の構成要素として吉田口登山道、北口本宮富士浅間神社が、構成資産として旧外川家住宅・小佐野家住宅、吉田胎内樹型が所在します。

主な国指定等文化財として、史跡富士山や特別名勝富士山、北口本宮富士浅間神社本殿、東宮本殿、西宮本殿をはじめとする建造物群、旧外川家住宅、小佐野家住宅主屋・蔵の建造物、吉田胎内樹型、躑躅原レンゲツツジおよびフジザクラ群落、吉田の火祭等があります。

主な県指定文化財として、ふじさんミュージアムに移築復元された旧宮下家住宅や、経ヶ岳に安置されていた銅造如来形立像(上行寺にて保管)、上中丸遺跡埋納遺構出土品、下吉田の流鏑馬祭等があります。

主な市指定文化財として、ふじさんミュージアムに移築された旧武藤家住宅、富士山元講、吉田口登山道に位置する富士山遥拝所女人天上、大塚丘のヒノキ等があります。

国登録文化財として、鹿留発電所うそぶき放水路吐口部、上文司家住宅主屋や原家住宅主屋等の御師住宅、高尾家住宅(絹屋町織物市場)、富士山元祠、旧料亭角田主屋等があります。

表 2-2 指定等文化財の集計表(令和6年4月1日現在)

種 別		国指定等	県指定	市指定	国登録	計(件)
有形文化財	建 造 物	6	1	7	10	24
	絵 画	0	0	10	0	10
	彫 刻	0	2	2	0	4
	工 芸 品	1	2	5	0	8
	書跡・典籍	1	0	0	0	1
	古 文 書	0	0	4	0	4
	考 古 資 料	0	2	0	0	2
	歴 史 資 料	0	0	0	0	0
	無形文化財	0	0	0	0	0
	民俗文化財					
	有形の民俗文化財	1	1	0	0	2
	無形の民俗文化財	1	2	8	0	11
記念物	遺跡(史跡)	1	0	3	0	4
	名勝地(名勝)	1	0	1	0	2
	動物・植物・地質鉱物(天然記念物)	4	1	17	0	22
文化的景観		0	—	—	—	0
伝統的建造物群		0	—	—	—	0
計(件)		16	11	57	10	94

※「—」は、法あるいは条例にて該当のないものを示します。

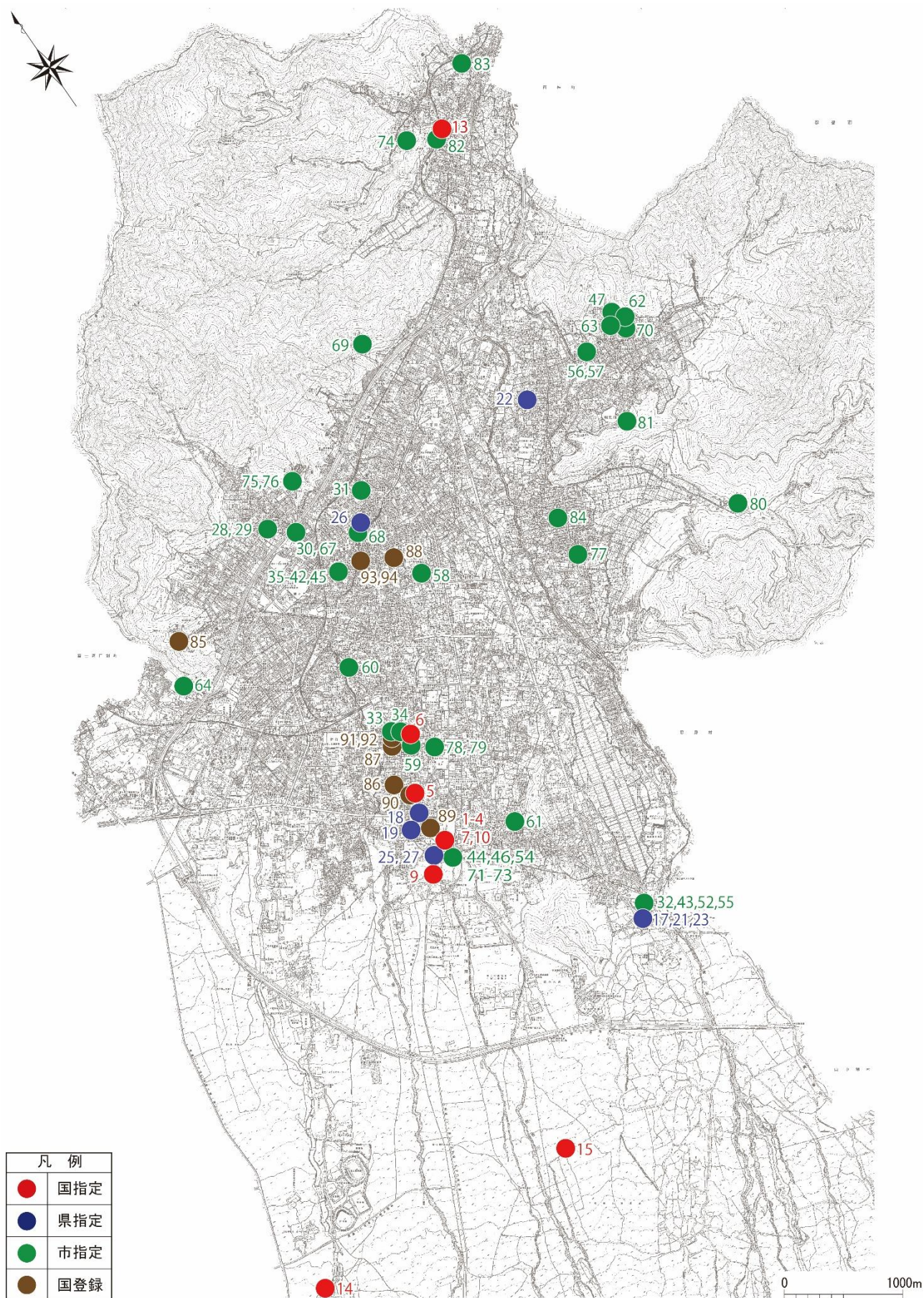


図 2-19 富士吉田市の主な指定等文化財分布図(番号は表 2-3 と対応)

表 2-3 富士吉田市の指定等文化財一覧(1)

No.	指定別	種 別	所在地	指定年月日	名 称	所有者・ 保持団体
1	国	重要文化財 建造物	上吉田	明治40年8月28日	北口本宮富士浅間神社 東宮本殿	北口本宮富士 浅間神社
2	国	重要文化財 建造物	上吉田	昭和28年3月31日	北口本宮富士浅間神社 本殿	北口本宮富士 浅間神社
3	国	重要文化財 建造物	上吉田	昭和28年3月31日	北口本宮富士浅間神社 西宮本殿	北口本宮富士 浅間神社
4	国	重要文化財 建造物	上吉田	平成29年11月28日	北口本宮富士浅間神社(拝殿及び幣殿・ 恵毘壽社及び透塀・神楽殿・手水舎・随 神門・福地八幡社・諏訪神社拝殿・社務 所)	北口本宮富士 浅間神社
5	国	重要文化財 建造物	上吉田	昭和51年5月20日	小佐野家住宅主屋・蔵 附家相図一枚	個人
6	国	重要文化財 建造物	上吉田	平成23年6月20日	旧外川家住宅 主屋・離座敷・中門 附 扁額一枚・物置一棟・家作萬覚帳一冊・ 家相図一枚	富士吉田市
7	国	重要文化財 工芸品	上吉田	大正12年3月28日	太刀 銘備州長船經家 文安二年二月 日 附糸巻太刀拵	北口本宮富士 浅間神社
8	国	重要文化財 書跡	富士吉田市	昭和11年5月6日	紙本墨書 仁王經疏 卷上本圓測撰	個人
9	国	重要有形民 俗文化財	上吉田	令和4年3月23日	吉田口の富士山信仰用具	富士吉田市
10	国	重要無形民 俗文化財	上吉田	平成24年3月8日	吉田の火祭	吉田の火祭保 存会
11	国	史跡	八合目以 上、富士河 口湖町、富 士吉田市、 静岡県富士 宮市、裾野 市、小山町	平成23年2月7日	富士山 ※市内に所在する構成要素 ・角行の立行石 ・仁王門礎石	山梨県・静岡 県
12	国	特別名勝	富士吉田市、 山中湖村、富 士河口湖町、 鳴沢村、忍野 村	昭和27年11月22日	富士山	山梨県・静岡 県
13	国	天然記念物	上暮地	昭和3年1月31日	山ノ神のフジ	山神社
14	国	天然記念物	上吉田	昭和4年12月17日	吉田胎内樹型	山梨県
15	国	天然記念物	上吉田	昭和7年10月19日	雁ノ穴	富士吉田市外 二ヶ村恩賜県 有財産保護組 合
16	国	天然記念物	上吉田	昭和3年3月3日	躑躅原レンゲツツジおよびフジザクラ群 落	山梨県
17	県	有形文化財 建造物	上吉田	昭和58年12月7日	旧宮下家住宅	富士吉田市
18	県	有形文化財 彫刻	上吉田	昭和39年11月19日	木造釈迦如来立像	西念寺
19	県	有形文化財 彫刻	上吉田	平成5年11月29日	銅造如来形立像 附延享四年狀一通	上行寺
20	県	有形文化財 工芸品	富士吉田市	昭和45年12月23日	刀 大磨上無銘 伝山城国来国真	個人
21	県	有形文化財 工芸品	上吉田	平成27年2月5日	不動明王像御正体	富士吉田市

表 2-3 富士吉田市の指定等文化財一覧(2)

No.	指定別	種 別	所在地	指定年月日	名 称	所有者・ 保持団体
22	県	有形文化財 考古資料	小明見	昭和62年12月2日	西方寺弥陀種子板碑 附西方寺弥陀種子板碑一基	西方寺
23	県	有形文化財 考古資料	上吉田	平成30年3月1日	上中丸遺跡埋納遺構出土品	富士吉田市
24	県	有形民俗文化 文化財	富士吉田市	昭和39年2月20日	藍染資料	個人
25	県	無形民俗文化 文化財	上吉田	平成4年6月22日	北口本宮富士浅間神社太々神楽	北口本宮富士 浅間神社神楽 講
26	県	無形民俗文化 文化財	下吉田	平成29年9月7日	下吉田の流鏑馬祭	下吉田の流鏑 馬保存会
27	県	天然記念物	上吉田	昭和33年6月19日	富士浅間神社の大スギ	北口本宮富士 浅間神社
28	市	有形文化財 建造物	浅間	昭和41年11月1日	正福寺の本堂	正福寺
29	市	有形文化財 建造物	浅間	昭和41年11月1日	正福寺の経堂	正福寺
30	市	有形文化財 建造物	浅間	昭和41年11月1日	大正寺の鐘楼	大正寺
31	市	有形文化財 建造物	下吉田	昭和41年11月1日	福源寺の太子堂	福源寺
32	市	有形文化財 建造物	上吉田東	昭和58年8月25日	農家(旧武藤家)	富士吉田市
33	市	有形文化財 建造物	上吉田	平成27年2月24日	浅間坊表門	富士吉田市
34	市	有形文化財 建造物	上吉田	令和6年3月26日	中鴈丸家表門	富士吉田市
35	市	有形文化財 絵画	下吉田	平成22年2月25日	絹本著色無本覚心像	月江寺
36	市	有形文化財 絵画	下吉田	平成22年2月25日	絹本著色孤峰覚明像	月江寺
37	市	有形文化財 絵画	下吉田	平成22年2月25日	絹本著色絶学祖能像	月江寺
38	市	有形文化財 絵画	下吉田	平成22年2月25日	絹本著色仏涅槃図	月江寺
39	市	有形文化財 絵画	下吉田	平成22年2月25日	絹本著色蛤蜊観音図	月江寺
40	市	有形文化財 絵画	下吉田	平成22年2月25日	紙本著色峻翁令山像	月江寺
41	市	有形文化財 絵画	下吉田	平成22年2月25日	絹本著色拔隊得勝像賛文	月江寺
42	市	有形文化財 絵画	下吉田	平成22年2月25日	絹本著色禅心聖悦像	月江寺
43	市	有形文化財 絵画	上吉田	昭和62年6月1日	渡辺雪峰日本画下絵	個人
44	市	有形文化財 絵画	上吉田	平成14年11月29日	本殿絵馬五面 附絹本著色富士山北面 図	北口本宮富士 浅間神社
45	市	有形文化財 彫刻	下吉田	平成22年2月25日	木造聖観音菩薩坐像	月江寺
46	市	有形文化財 彫刻	上吉田	令和4年8月24日	木造随神倚像	北口本宮富士 浅間神社
47	市	有形文化財 工芸品	向原	昭和41年11月1日	万年寺の梵鐘	万年寺

表 2-3 富士吉田市の指定等文化財一覧(3)

No.	指定別	種 別	所在地	指定年月日	名 称	所有者・ 保持団体
48	市	有形文化財 工芸品	富士吉田市	昭和56年4月28日	太刀 生産無銘(伝舞草)「山湖丸」	個人
49	市	有形文化財 工芸品	富士吉田市	昭和56年4月28日	刀 朱銘 磨上備前国長船長光	個人
50	市	有形文化財 工芸品	富士吉田市	昭和58年1月4日	太刀 大磨上無銘(伝尻懸)	個人
51	市	有形文化財 工芸品	富士吉田市	昭和58年1月4日	脇指 安藤重光(花押)	個人
52	市	有形文化財 古文書	上吉田	昭和48年10月1日	菊田日記	個人
53	市	有形文化財 古文書	富士吉田市	昭和62年6月1日	一字不説の巻	個人
54	市	有形文化財 古文書	上吉田	昭和63年2月10日	富士乃日記	北口本宮富士 浅間神社
55	市	有形文化財 古文書	上吉田	令和2年5月28日	橘屋勘右衛門日記	個人
56	市	無形民俗文化 文化財	向原	昭和44年3月4日	小明見富士浅間神社の神楽舞	太々神楽舞 保存会
57	市	無形民俗文化 文化財	向原	昭和48年10月1日	小明見の神楽舞(獅子舞)	小明見神楽 舞保存会
58	市	無形民俗文化 文化財	下吉田	昭和54年11月30日	天神社の獅子舞神楽と馬鹿踊	仲組神楽保 存会
59	市	無形民俗文化 文化財	上吉田	昭和61年1月11日	富士山元講	富士山元講
60	市	無形民俗文化 文化財	松山	平成18年8月25日	松山の獅子神楽	松山の獅子神 楽保存会
61	市	無形民俗文化 文化財	新屋	平成30年4月26日	新屋の獅子神楽	新屋獅子神 楽保存会
62	市	無形民俗文化 文化財	向原	令和2年5月28日	向原上組の道祖神祭	向原上組道祖 神世話人
63	市	無形民俗文化 文化財	向原	令和2年5月28日	向原下組の道祖神祭	向原下組道 祖神御神木 保存会
64	市	史跡	新倉	昭和41年11月1日	新倉掘抜	新倉掘抜保 存会
65	市	史跡	上吉田	昭和55年10月15日	富士山遥拝所女人天上	山梨県
66	市	史跡	上吉田	昭和61年2月19日	石屋の寝床及び石切場跡	山梨県
67	市	名勝	浅間	昭和44年3月4日	大正寺の庭園	大正寺
68	市	天然記念物	下吉田	昭和44年3月4日	小室浅間神社のカツラ	小室浅間神 社
69	市	天然記念物	下吉田	昭和61年12月1日	獅子岩	不動尊日代御 子大神社
70	市	天然記念物	向原	平成4年9月1日	向原のイチイ	個人
71	市	天然記念物	上吉田	平成4年9月1日	北口本宮富士浅間神社のスギ	北口本宮富士 浅間神社
72	市	天然記念物	上吉田	平成4年9月1日	大塚丘のヒノキ	北口本宮富士 浅間神社
73	市	天然記念物	上吉田	平成4年9月1日	北口本宮富士浅間神社のヒノキ	北口本宮富士 浅間神社
74	市	天然記念物	上暮地	平成4年9月1日	上暮地日影のカキ	個人

表 2-3 富士吉田市の指定等文化財一覧(4)

No.	指定別	種 別	所在地	指定年月日	名 称	所有者・ 保持団体
75	市	天然記念物	浅間	平成6年2月1日	新倉富士浅間神社のモミ	富士浅間神社
76	市	天然記念物	浅間	平成6年2月1日	新倉富士浅間神社のヒノキ	富士浅間神社
77	市	天然記念物	大明見	平成6年2月1日	大明見小室浅間神社のコナラ	小室浅間神社
78	市	天然記念物	上吉田	平成6年2月1日	中宿山神社のエゾエノキ	山神社
79	市	天然記念物	上吉田	平成6年2月1日	中宿山神社のコブシ	山神社
80	市	天然記念物	大明見	平成6年6月29日	大明見山神社のモミ	大明見山之神社
81	市	天然記念物	小明見	平成6年6月29日	小明見字海端子之神社のウワミズザクラ	小明見子之神社
82	市	天然記念物	上暮地	平成6年6月29日	上暮地山神社のイタヤカエデ	上暮地山之神社
83	市	天然記念物	上暮地	平成6年6月29日	上暮地浅間神社のカヤ群	上暮地浅間神社
84	市	天然記念物	大明見	平成6年6月29日	大明見の大ナシ	個人
85	国登	有形文化財	富士吉田市	平成9年1月5日	鹿留発電所うそぶき放水路吐口部	東京電力株式会社
86	国登	有形文化財	上吉田	平成29年10月27日	原家住宅主屋	個人
87	国登	有形文化財	上吉田	平成29年10月27日	上文司家住宅主屋	個人
88	国登	有形文化財	下吉田	平成29年10月27日	高尾家住宅主屋(絹屋町織物市場)	個人
89	国登	有形文化財	上吉田	令和3年10月14日	富士山元祠	扶桑教元祠
90	国登	有形文化財	上吉田	令和6年3月6日	大鴈丸家住宅主屋	個人
91	国登	有形文化財	上吉田	令和6年3月6日	富野家住宅主屋	個人
92	国登	有形文化財	上吉田	令和6年3月6日	富野家住宅中門	個人
93	国登	有形文化財	下吉田	令和6年3月6日	旧料亭角田主屋	個人
94	国登	有形文化財	下吉田	令和6年3月6日	旧料亭角田脇門	個人

(7) 指定範囲における法令等による規制

①文化財

吉田口登山道は世界文化遺産「富士山ー信仰の対象と芸術の源泉」の構成要素の1つであり、同時に「特別名勝富士山」「史跡富士山」の指定地です。さらに、登山道の一部は天然記念物である躑躅原フジザクラおよびレンゲツツジ群落の群生地でもあります。現状を変更し、その保存に影響を及ぼす行為を行おうとする場合、文化財保護法第 125 条の規定に基づき、文化庁長官の許可を得る必要があります。指定地周辺は、吉田口登山道関連遺跡として埋蔵文化財包蔵地になっています。そのため、土木工事等により土地の発掘を行う際には、事前の届け出もしくは通知が必要になります。

②国立公園

富士山麓は、自然公園法に基づく区域として富士箱根伊豆国立公園(普通地域及び特別地域)に指定されています。そのため、開発等は大幅に抑制され、山麓の自然環境は維持・保全されています。

吉田口登山道は、自然公園法特別地域1種・2種に指定されているため、建築物の新築・改築・増築、木竹の伐採、看板・誘導標識等の広告物の設置等の行為を行う際には、許可、又は届出が必要となります。

③都市計画

吉田口登山道においては、中ノ茶屋周辺までが都市計画区域に指定されています。

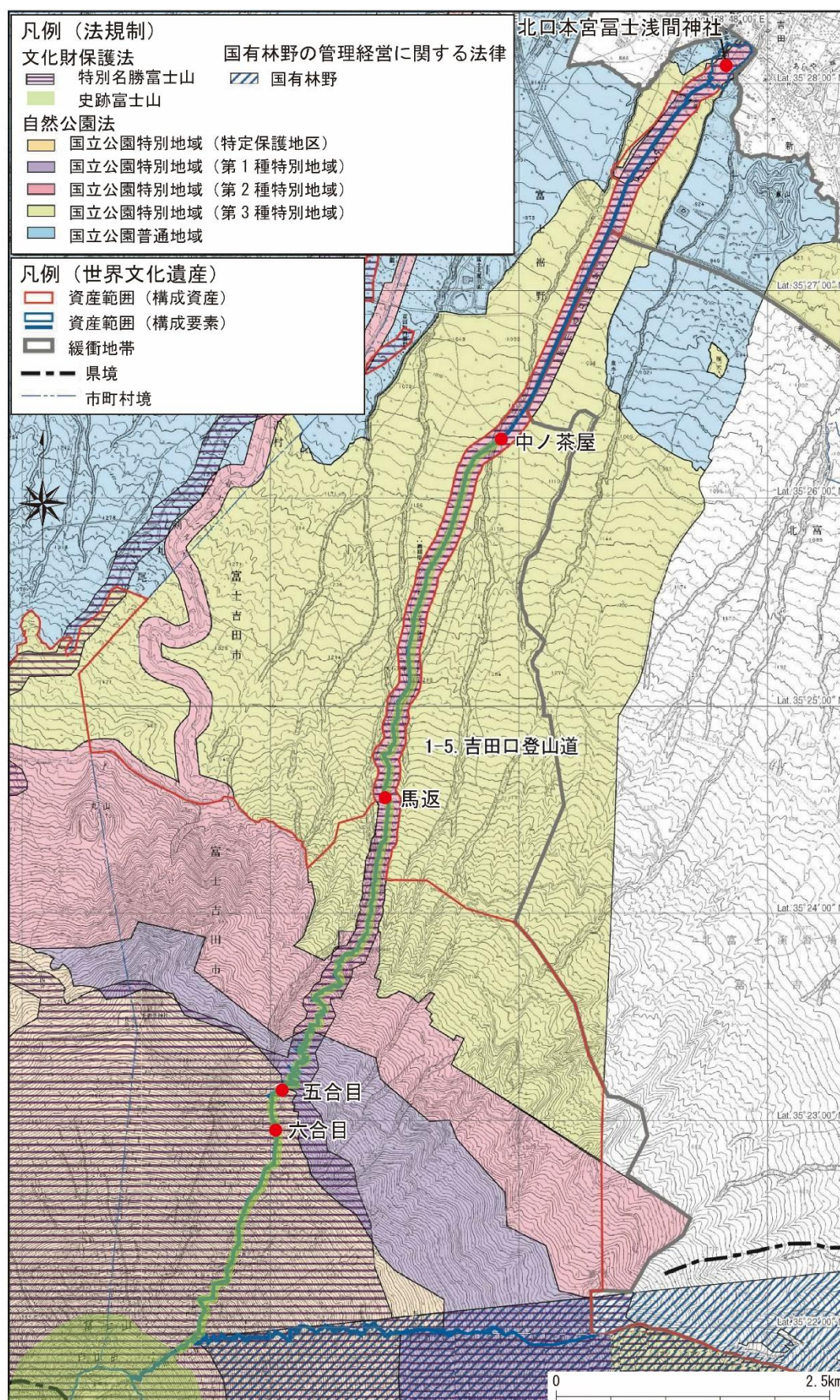


圖 2-20 法適用の概略図（資料：世界文化遺産富士山包括的保存管理計画）